農業ひろさき

2022年６月１日　（第196号）
（令和４年６月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

りんご産業イノベーションセミナーを開催

果樹におけるスマート農業の現状や、生産効率の向上に関するセミナーを開催します。

■**日　時**　７月23日（土）
12時00分～16時00分（予定）
■**場　所**　岩木文化センター あそべーる（賀田1-18-4）
■**内　容**　早期成園化、作業効率の向上が期待されるジョイント栽培等に関する講演や、スマート農機の展示を予定しております。詳細につきましては、市ＨＰをご確認ください。
※セミナー終了後、希望者に対して動画配信を実施する予定です。希望される方は申し込み願います。
■**参加料**　無料
■**申し込み**　参加希望の方は、７月21日（木）までに電話かファックスまたはＥメール（氏名・居住市町村・所属（勤務先等）・電話番号・動画配信希望の有無を記入）でお申し込みください。
■**問い合わせ先・申込先**
りんご課企画推進係（市役所前川本館３階）
電話番号　４０－７１０５　ＦＡＸ　３８－５８７０
Ｅメール　ringo@city.hirosaki.lg.jp

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、やむを得ず中止または内容変更する場合がございます。

弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金〈お知らせ〉

生産者自らが、地域のモデルとなって、スマート農業等の生産性向上に向けた技術の可能性を検証する事業を支援します。

◆交付対象者
市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者、農地所有適格法人、農業協同組合。
※令和元年度から令和３年度までにおいて納付すべき市税等を滞納していないこと。
※令和４年４月１日から実績報告までの間に検診又は健康診査を受診すること。

◆補助対象事業
「剪定、摘果、着色管理、収穫・運搬」における労働負荷の軽減や生産性の向上に向け、スマート農業などの先端的な技術をりんごの生産現場に導入し、その有効性や最適な活用方法について地域の生産者と検討などを行う事業。

◆交付対象経費
先端技術の導入に係る物品購入費及び初期費用、設備工事費、システムの導入に係る初期費用など。

◆補助金の額
補助対象経費の実支出額の合計額の２分の１に相当する額、又は100万円のいずれか少ない額以内の額とする。

※取組内容によっては、対象外となる場合があります。詳細な要件や募集期間についてはお問い合わせください。

■**問い合わせ・申込先**　りんご課企画推進係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０５

～農作業は焦らず、急がず、慎重に!～

無事に帰宅するまでが農作業！

中南管内における令和３年（2021年）の農作業事故件数は７件で、そのほとんどがりんごの作業中に発生しています。
農作業が本格化しているこの時期は、事故が起こりやすくなります。農作業には常に危険が伴うことを認識し、「焦らず、急がず、慎重に！」を心がけ、安全第一に作業を行いましょう。また、気温が高い日が多くなる時期です。ラジオ等の気象情報に留意して、こまめな休憩と水分補給、高温時の作業を避けるなど熱中症対策を行いましょう。

～ 農作業安全のポイント ～
- 一人で作業に出かけるときは、家族に場所と内容を伝え、非常時に備えて携帯電話を持参する。
- 長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に充分な休憩を取る。
- ほ場への出入りや傾斜地での作業の際には、周りの状況をよく確認し、転落・転倒に注意する。
- 作業前に走行路の安全性を点検し、障害物の撤去や走行路の補修を行う。また、危険な場所には、作業時に気づきやすいようにポール等を設置する。
- 脚立などを使用する時は、安定した場所に設置し、体の安定を保って作業を行う。
- 機械の調整・点検、詰まり除去時はエンジンを停止する。また、服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。



■**問い合わせ先**　中南地域県民局地域農林水産部　農業普及振興室　☎３３－２９０３

りんご放任園解消対策事業について

病害虫等の温床となるりんご放任園の解消を図るため、放任園の伐採、抜根、撤去等に要する経費の一部を補助します。

◆対象者

３戸以上の農業者で組織する団体、認定農業者、認定新規就農者

◆補助対象経費

人件費、機械器具借上費、燃料費、業務委託料

◆補助金額

○調査・交渉経費　15,000円（奨励金）

○処理対策経費　次の①、②のいずれか少ない額

①伐採樹が18本以上/10aの場合　44,683円/10a以内
伐採樹が18本未満/10aの場合　2,482円/本

②補助対象経費の実支出額の合計額

◆募集期間

予算の範囲内で、随時受け付けします。詳細はお問い合わせください。





■問い合わせ先

りんご課生産振興係
（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

狩猟免許取得費用等の一部助成について

有害鳥獣による農作物の被害抑制のため、猟友会に入会して有害鳥獣捕獲業務に従事できる方に対して、狩猟免許の取得費用等を助成しています。

◆助成対象者（弘前市民のみ対象、以下の事項を確約できる方）

①中弘又は大鰐の猟友会に５年以上所属すること
②有害鳥獣捕獲に協力すること
③５年以上狩猟免許（銃猟免許またはわな免許）を保持すること
④先輩捕獲従事者の指導を受け、有害鳥獣捕獲技術の向上を目指すこと
⑤関係法令を遵守して活動すること

◆助成対象経費





(1)狩猟免許試験予備講習会受講料
(2)狩猟免許試験手数料(上限10,400円)
(3)猟銃等取扱講習会受講料
(4)教習射撃資格認定申請手数料
(5)火薬類譲受許可申請手数料
(6)射撃講習受講料(上限29,200円)
(7)銃所持許可申請手数料
(8)狩猟者登録手数料

◆申請方法

以下をご用意のうえ、市役所農村整備課（前川本館３階）までお越し下さい。

（狩猟免状、鉄砲所持許可証（銃猟免許を取得した方）、狩猟者登録証、助成対象経費の領収書等（原本））

■問い合わせ先　農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館３階）☎４０－４１５５

クマの被害にご注意を！

クマの目撃情報が多発する時期です。

作業中被害に遭わないために、次のことに注意しましょう。

○クマが出没するおそれのある山ぎわ付近での作業時や、クマの活動時間と重なる早朝や夕方は特に注意する。

○笛を吹いたり、鈴、ラジオなど音が出るものを身につけて、存在を知らせる。

○廃棄したりんご・野菜を放置しておくとクマを引き寄せる原因となるので、適切に処分する。



【クマに遭遇したら】

○クマは逃げるものを追う習性があるため、後ずさりしながら静かに立ち去る。

○大声を上げたり、攻撃したりしない。

○子グマの近くには親グマがいる場合が多いため、見つけても近寄らない。

【クマを目撃したら】

○平日日中は、下記問い合わせ先まで
夜間･休日は弘前市役所☎３５－１１１１（代表）までご連絡を。

■問い合わせ先　農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館３階）☎４０－４１５５

利用されなくなった農業用用排水路について

都市化の進展などにより、個人や水利組合などが管理している用排水路で、水田などの受益地がなくなった水路がある場合には、下記へご相談ください。

なお、土地改良区が管理している用排水路については、各土地改良区へご相談ください。



■問い合わせ先　農村整備課総務係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０３

道路にはみ出さないようにしましょう。

通行の安全のために、りんご樹の枝は、

農業経営力向上支援事業

市では、農業経営の改善・発展に向けた取り組みを支援しています。新型コロナウイルス感染症の影響は未だ大きく残っておりますが、マスク着用や手指消毒の徹底、「３つの密」の回避などに配慮いただいたうえで、本事業をぜひご活用ください。

◆事業内容

（１）農業経営スキルアップ事業

青色申告や労務管理などの農業経営の改善・発展に向けた取り組みに係る経費の一部を補助

（２）農業経営法人化フォローアップ事業

法人化後の更なる農業経営の改善・発展を目的とした税理士等の専門家による経営診断などに係る経費の一部を補助

◆対象者

（１）農業者団体（市内に住所を有する農業者等が５戸以上含まれる団体）
（２）農地所有適格法人（市内に本店を有するもの）
（３）農事組合法人（市内に事務所を有するもの）

◆補助対象経費　謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、研修会等の受講料など

◆補助金額　補助対象経費の２分の１以内（上限５万円）

※補助事業参加者の過半数が検診などを受けている場合、または農地所有適格法人及び農事組合法人の場合は、補助対象経費の３分の２以内（上限10万円）

■問い合わせ先　農政課担い手育成係（市役所前川本館３階）　☎４０－０７６７

「稲わらふりーでん」に稲わらを提供しませんか？

市では、わら焼き公害の防止と稲わらの有効利用を図るため、家畜農家や家庭菜園用として利用する方に、「稲わら」を無料提供する「稲わらふりーでん」を毎年10月に実施しています。

今年も、不要となっている「稲わら」を、無料で提供しても良いという方を募集します。

また、提供者には、のぼりをお貸しします。詳しくは、お問い合わせください。



◆募集期間　６月１日～８月31日

■問い合わせ先　農政課農産係（市役所前川本館３階）　☎４０－０５０４

農振除外申出８月１日締切

農地転用、その前に・・・

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった**耕作以外の目的で使用する場合は**、市が設定している区域から除外するなどの**手続きが必要**となります。

８月１日を過ぎますと、次回分は、10月31日が締切となる予定です。

また、農振除外の手続きは、申出締切から約６ヶ月以上の期間を要しますので、早期の事業着工を予定している方はあらかじめご留意ください。

なお、受付・相談は、**農用地の所在する各地区の担当課窓口**で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課地域経営係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０２

【岩木地区】総務課農林係（岩木庁舎１階）
☎８２－１６２１

【相馬地区】総務課農林係（相馬庁舎１階）
☎８４－２１１１



農薬は適正に使用しましょう！

６月１日から８月31日は、「青森県農薬危害防止運動」の実施期間です。農薬は正しく使うとともに、適切に管理しましょう。

①農薬の使用前には必ずラベルを確認し、使用後は忘れずに記録しましょう。
②風の強い日は使用を控えるなど、農薬が周囲に飛散しないよう注意しましょう。また、住宅地や学校の周辺で散布する場合は、事前に散布日時を知らせましょう。
③水田では、農薬が河川に流出するのを防ぎましょう。
④農薬散布時は必ずマスクをして、健康被害を防ぎましょう。
⑤散布器具は十分に洗浄し、使用前後には点検を行いましょう。
⑥農薬は施錠して保管し、余った農薬や空き容器は適切に処分しましょう。



■問い合わせ先
中南地域県民局地域農林水産部農業普及振興室
☎３３－２９０３

自動車税種別割の納付はお早めに！

県では、６月上旬に自動車税種別割の納税通知書をお送りしています。
今年度の自動車税種別割の納期限は６月30日（木）です。お早めに、お近くのコンビニエンスストア、金融機関又は県税部などで納めてください。

◆納める人

県内に主たる定置場がある自動車の４月１日現在における自動車登録上の所有者
（割賦販売などで自動車販売店が所有権を留保している場合は、自動車の使用者）



◆主な納付場所

全国の主なコンビニエンスストア・ＭＭＫ設置店
県内の銀行・信用金庫・信用組合・農協などの本支店・東北地方の郵便局
このほか、クレジットカードや電子マネー等による納付が可能です。

※１　納期限を経過したときは、コンビニエンスストアで取扱いできない場合がありますのでご注意ください。
※２　口座振替の申し込みをされた方は、納期限の日が振替日となります。
※３　クレジットカードや電子マネー、インターネットバンキングによる納付については、納税通知書に同封されているチラシや県ホームページをご覧ください。この場合、インターネット接続が可能なパソコンやスマートフォン、タブレットが必要となります。
なお、クレジットカード納付の場合は、収納金額に応じた手数料をご負担いただきます。（インターネットバンキングの場合、金融機関によっては所定の手数料をご負担いただく可能性があります。）

■問い合わせ先

自動車税種別割についての詳しい内容やご不明な点、納税通知書が届かない場合などは、中南地域県民局県税部納税管理課までお問い合わせください。　（代表）☎３２－１１３１　内線２３３、３３３　（直通）☎３２－４３４１

農業者年金を受給している皆さんへ

◇現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年６月中に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は５月末までに農業者年金基金から郵送されますので、住所、氏名、生年月日などを記入のうえ、下記に記載のいずれかの窓口に提出してください。



※未提出の場合、年金の支給が停止となることがあります のでご注意ください。

◆現況届の提出先

農業委員会事務局（市役所前川本館３階）
農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）
農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）



■問い合わせ先　農業委員会総務係☎４０－７１０４

令和４年産　りんご共済
総合一般方式
「オールリスク型補償」《申込受付中》

◆対象となる災害

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、凍霜害、冷害、雷害、地震の害、噴火の害、病害、虫害、鳥害、獣害、その他の気象上の原因による災害

◆対象となる被害割合

３割以上の被害から共済金が支払われます。

◆補償期間

花芽の形成期（７月）から翌年の収穫期までの約１年半

◆農家負担額と補償額

申込は箱数単位となります。
農家負担額と補償額については、下記までお問い合わせください。

○国が掛金の半分をあらかじめ負担！

○防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！

★加入を検討している方や、内容を詳しく知りたい方は下記までお問い合わせください。

◆申込締切　令和４年７月５日（火）

■問い合わせ先　青森県農業共済組合ひろさき支所
事業部果樹課　☎２８－５７００